

長崎県公立大学法人長崎県立大学学生等発明等取扱規程

〔令和 7 年 3 月 2 8 日
規 程 第 2 2 号〕

改正 令和 7 年12月 2 日規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）の学生等が本学の教員の指導の下、指導教員とともに行った発明等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「学生等」とは、本学の学部又は大学院の学生であり、かつ、長崎県公立大学法人との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意があるものに限る。）をいう。

(職務発明等規程の準用)

第3条 学生等が行った発明等に関しては、長崎県公立大学法人職務発明等規程（平成17年規程第9号）の規定を準用する。

2 前項の場合において、長崎県公立大学法人職務発明等規程を次のとおり読み替えるものとする。

(1) 第2条第1項第2号は、次のとおり読み替える。

「教職員」とは、長崎県公立大学法人教職員就業規則（平成17年規則第5号）第2条に規定する法人の教職員及び学生等をいう。

(2) 様式第1号（第4条関係）、様式第2号（第4条関係）及び様式第3号（第8条関係）の「職」は、「学年」と読み替える。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。